

○佐久穂町就職・移住学生支援事業補助金交付要綱

令和6年10月15日告示第69号

佐久穂町就職・移住学生支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、大学又は大学院（以下「大学等」という。）を卒業・修了する学生の佐久穂町への移住及び長野県内就職を支援するため、東京都内に本部がある大学等の東京圏内のキャンパスに在学し、当該大学等を卒業・修了した学生又は院生（以下「学生等」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付することについて、佐久穂町補助金等交付規則（平成17年佐久穂町規則第38号）に定めのあるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。
- (2) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学又は大学院であって、町長が別に定める大学等をいう。
- (3) 移住 佐久穂町に転入し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき本町の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠を本町に置くことをいう。
- (4) 移住学生支援金 長野県就職・移住学生支援事業補助金交付要綱（令和6年3月29日付け5労雇第512号長野県産業労働部長通知）及びこの告示に基づき交付する補助金をいう。
- (5) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。
- (6) 採用試験 内定した企業の採用面接及び筆記試験のことをいう。
- (7) 交通費 内定先の企業が実施した採用試験に要した公共交通機関の利用に係る経費をいう。
- (8) 移転費 佐久穂町へ移住するための輸送費及び自動車等で引越しをした場合の車両借上料、有料道路使用料、燃料費等をいう。

(交付対象者)

第3条 移住学生支援金の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、別表第1の移住に関する区分のいずれにも該当し、かつ、別表第2の就業に関する区分のいずれにも該当する者とする。

(交付対象経費)

第4条 移住学生支援金の交付対象となる経費は、交付対象者が卒業年度に実施した採用試験に要した往復交通費の1回分及び移転費とする。ただし、採用試験を実施する者から当該採用試験に係る交通費が支給される場合又は内定先企業から移転費の支給がある場合は、当該経費を除くものとする。

(移住学生支援金の額等)

第5条 移住学生支援金の額は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 交通費 採用試験1回分の経費の2分の1以内とし、8,500円を限度とする。ただし、当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- (2) 移転費 移住に要する最低限の実費分であることを証明できる場合は実費分とし、16

0,000円を上限とする。ただし、移住に要する最低限の実費であることを証明できない場合は、定額66,000円とする。

- 2 移住学生支援金の交付は、同一年度内において1補助対象者につき1回限りとする。
(交付申請及び実績報告)

第6条 移住学生支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、移住学生支援金交付申請書兼実績報告書（様式第1号。以下「交付申請及び実績報告」という。）に次の書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 移住学生支援金に関する個人情報の取扱い（様式第1号の2）
- (2) 移住学生支援金の交付申請に関する誓約書（様式第1号の3）
- (3) 内定証明書（様式第2号の1）又は就業証明書（様式第2号の2）
- (4) 在学証明書等（卒業見込みであることの確認がとれるもの）又は卒業・修了証明書（卒業・修了日が就業開始日から1年以内のもの）
- (5) 交通費（卒業年度に長野県内で行われた対象企業等の採用試験に要した交通費に限る。）、移転費の領収書
- (6) 移住元の住所が確認できる資料（住民票の写し、申請者名義の賃貸借契約書、公共料金領収書等）
- (7) 写真付き身分証明書（免許証の写し、マイナンバーカードの写し、学生証の写し等）
- (8) その他町長が必要と認める書類

- 2 前項の書類の提出期限は、毎年度1月31日とする。
(交付決定及び額の確定等)

第7条 町長は、前条の交付申請及び実績報告の提出があったときは、その内容を審査し、移住学生支援金を交付する必要がある者として適当と認められ、かつ、長野県から移住学生支援金の交付決定を受けた場合は、移住学生支援金の交付決定及び額の確定を行い、移住学生支援金交付決定兼確定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による審査の結果、移住学生支援金を交付する必要がある者として不適当と認める場合、又は予算上の理由等で当該年度における移住学生支援金の交付ができない場合は、その理由を付して移住学生支援金交付申請却下通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

(移住学生支援金の請求)

第8条 前条第1項の規定により通知を受けた申請者は、移住学生支援金請求書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による請求に基づき、移住学生支援金を支払うものとする。
(報告及び立入調査)

第9条 佐久穂町は、移住学生支援金の交付が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、移住学生支援金に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(移住学生支援金の返還)

第10条 町長は、移住学生支援金の交付を受けた者が次の各号に定める要件に該当する場合には、移住学生支援金の全額又は半額の返還を請求するものとする。ただし、就職先の倒産、災害、病気、その他のやむを得ない事情があるものとして佐久穂町が認めた場合はこの限りではない。

- (1) 全額の返還
 - ア 虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合
 - イ (在学中に交通費を申請する場合) 申請日から1年以内に別表第2の就業先に関する

要件を満たす内定企業への就業を行わなかった場合

ウ (在学中に交通費を申請する場合) 申請日から 1 年以内に佐久穂町に転入しなかった場合

エ 就業開始日から 1 年以内に別表第 2 の就業先に関する要件を満たす職を辞した場合
(ただし、退職日から 3 か月以内に別表第 2 の就業に関する区分のいずれにも該当する別の企業に就職する場合を除く。)

オ 佐久穂町外に転出した期間が、佐久穂町への転入日、企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から 3 年未満である場合

(2) 半額の返還 佐久穂町外に転出した期間が、佐久穂町への転入日、企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から 3 年以上 5 年以内である場合

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和 6 年度申請分から適用する。

別表第 1 (第 3 条関係)

移住に関する区分	要件
移住元に関する要件	次の各号のいずれにも該当すること。 (1)大学等の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある東京圏内（条件不利地域を除く。）のキャンパスに在学（原則 4 年以上）し、当該大学等を卒業・修了していること。ただし、交通費については、在学中（卒業見込み）の場合も対象とする。 (2)大学等の卒業・修了年度において、東京圏内（条件不利地域を除く。）に継続して在住していたこと。ただし、交通費については、在学中（卒業見込み）の場合に、在住していることも可とする。
移住先に関する要件	次の各号のいずれにも該当すること。 (1)佐久穂町に移住したこと。ただし、交通費については、県内企業に就職することが内定している場合も対象とする。 (2)移住学生支援金の申請時において、卒業・修了日から 1 年以内かつ就業開始日から 1 年以内であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、申請時において、就業開始予定前 1 年以内であること。 (3)佐久穂町に、移住学生支援金の申請日から 5 年以上、継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、卒業後に別表第 2 の要件を満たす企業等に就職し、佐久穂町に移住する意思を有していること。
その他の要件	次の各号のいずれにも該当すること。 (1)暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。 (2)日本人又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永

	<p>住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。</p> <p>(3)その他長野県又は佐久穂町が移住学生支援金の対象として不適當と認めた者でないこと。</p> <p>(4)この補助金と趣旨を同じくする国又は地方公共団体の補助金を受給しないこと。</p>
--	---

別表第2 (第3条関係)

就業に関する区分	要件
就業先に関する要件	<p>次の各号のいずれにも該当すること。</p> <p>(1)勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在する企業等に、別表第1の移住元に関する要件(1)の要件を満たす大学又は大学院を卒業・修了してから1年以内に就職していること。</p> <p>(2)勤務地が長野県内であること。</p> <p>(3)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業者でないこと。</p> <p>(4)暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。</p> <p>(5)官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。ただし、移転費については、この限りではない。</p> <p>(6)就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。ただし、移転費については、この限りではない。</p> <p>(7)その他佐久穂町が移住学生支援金の対象として不適当と認めた就業先でないこと。</p>
就業条件等に関する要件	<p>次の各号のいずれにも該当すること。</p> <p>(1)週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みがあること。</p> <p>(2)佐久穂町外に転居を伴う異動がない社員として採用であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、佐久穂町外に転居を伴う異動がない社員として採用予定であること。</p>

様式第1号（第6条関係）

様式第1号（第6条関係）

(宛先) 佐久穂町長

年 月 日

移住学生支援金交付申請書兼実績報告書

佐久穂町就職・移住学生支援事業補助金交付要綱第6条第1項に基づき、移住学生支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ			生年月日
氏名			年 月 日
大学/大学院名		学部/研究科・専攻	
在学状況※	在学中（卒業見込み）・卒業・修了		
現住所	〒		
電話番号		メールアドレス	

※在学中（卒業見込み）の場合、交通費の申請のみ可能

2 交通費の申請をする場合**(1) 就職活動に係る情報**

訪問先	企業名			
	所在地			
	会場住所 (企業所在地と異なる場合に記載)			
訪問日	年 月 日	訪問目的	試験・その他 ()	
内定日	年 月 日			
移住元住所※	〒			
移住日※	年 月 日			
就業開始日※	年 月 日			

※大学等を卒業・修了した場合に記載

(2) 交通費内訳

日付	交通機関の名称	出発地	到着地	費用
		(バス停名・駅名・空港名など)		
				円
				円
				円
				円

(つづく)

3 移転費の申請をする場合

(1) 移住に係る情報

就業先	企業名			
	所在地			
就業開始日	年 月 日			
移住日	年 月 日			
移住元住所	〒			
卒業・修了日	年 月 日			

(2) 移転費内訳

日付	移転手段	費用	最低限の実費であることを証する書類の有無
	引越し業者・自家用車・その他 ()	円	有・無

※最低限の実費であることを証明できない場合は、定額支給となる場合があります。

4 各種確認事項(該当する欄に○を付けてください。)

① 大学又は大学院を卒業・修了後に上記内定企業に就職して佐久穂町に移住し、5年以上継続して居住する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
② 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	A. 3親等以内の親族に該当しない	B. 3親等以内の親族に該当する
③ 国又は県が行う事業による同趣旨の補助金等の受給の有無	A. 受給しない	B. 受給する

※各種確認事項「B.」に○をつけた場合は、移住学生支援金の支給対象となりません。

ただし、移転費を申請する場合、②は「B.」でも支給対象となります。

5 交付申請額 金 円

※企業から交通費の支給を受けている場合は、往復交通費から支給額を控除した額に1/2を乗じた額を記載してください。(上限8,500円)

※企業から移転費の支給を受けている場合は、当該額を移転費から控除した額を記載してください。

(移住に要する最低限の実費であることを証明できる場合は、上限160,000円)

(移住に要する最低限の実費であることを証明できない場合は、定額66,000円)

6 申請者の口座情報(必ず申請者本人名義の口座であること)

金融機関名	銀行・信用金庫 農協・信用組合	支店
口座種別	普通	・ 当座
口座番号		
(フリガナ)		
口座名義人		

7 添付書類

- (1) 移住学生支援金に関する個人情報の取扱い(様式第1号の2)
- (2) 移住学生支援金の交付申請に関する誓約書(様式第1号の3)
- (3) 内定証明書(様式第2号の1)又は就業証明書(様式第2号の2)
- (4) 在学証明書等(卒業学年であることの確認がとれるもの)又は卒業・修了証明書(卒業・修了日が就業開始日から1年以内のもの)
- (5) 交通費、移転費の領収書
- (6) 移住元の住所を確認できる資料(住民票の写し、申請者名義の賃貸借契約書、公共料金領収書等)
- (7) 写真付き身分証明書(免許証の写し、マイナンバーカードの写し、学生証の写し等)
- (8) その他町長が必要と認める資料

管理コード(長野県及び市町村使用欄)					
--------------------	--	--	--	--	--

様式第1号の2（第6条関係）

様式第1号の2（第6条関係）

移住学生支援金に関する個人情報の取扱い

佐久穂町が、移住学生支援金に係る私の個人情報について、本事業の実施のために住民基本台帳の閲覧その他の方法により確認すること、及び長野県その他の都道府県において実施する移住学生支援金に係る事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、長野県、他の都道府県若しくは他の市区町村に提供し、又はこれらの機関の確認に供することに同意します。

年　　月　　日

(宛先) 佐久穂町長

申請者 住所

氏名

様式第1号の3（第6条関係）

様式第1号の3（第6条関係）

移住学生支援金の交付申請に関する誓約書

移住学生支援金の交付申請に当たり、次のとおり誓約します。

誓約事項

- 1 移住学生支援事業に関する報告及び立入調査について、長野県又は佐久穂町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 佐久穂町就職・移住学生支援事業補助金交付要綱に基づき、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、それぞれ次に定める額を返還します。
 - (1) 虚偽の申請、居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合 交付を受けた移住学生支援金の全額に相当する額
 - (2) (在学中に交通費を申請する場合) 申請日から1年以内に別表第2の就業先に関する要件を満たす内定企業先への就業を行わなかった場合 交付を受けた移住学生支援金の全額に相当する額
 - (3) (在学中に交通費を申請する場合) 申請日から1年以内に佐久穂町に転入しなかった場合 交付を受けた移住学生支援金の全額に相当する額
 - (4) 就業開始日から1年以内に別表第2の就業先に関する要件を満たす職を辞した場合（ただし、退職日から3か月以内に別表第2の就業に関する区分のいずれにも該当する別の企業に就職する場合を除く。） 交付を受けた移住学生支援金の全額に相当する額
 - (5) 佐久穂町外に転出した期間が、佐久穂町への転入日、企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から3年未満である場合 交付を受けた移住学生支援金の全額に相当する額
 - (6) 佐久穂町外に転出した期間が、佐久穂町への転入日、企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から3年以上5年以内である場合 交付を受けた移住学生支援金の半額に相当する額

年　　月　　日

（宛先）佐久穂町長

申請者 住所

氏名

様式第2号の1（第6条関係）

様式第2号の1（第6条関係）

内定証明書

(宛先) 佐久穂町長

以下の者の採用を内定したことについて証明いたします。

1 内定者情報

フリガナ	
氏名	
生年月日	年 月 日

2 採用活動情報

採用試験日	年 月 日
実施場所	会社住所と同じ · それ以外の場所 (※それ以外の場所の場合、住所を記載してください)
内定日	年 月 日
交通費支給額	(※交通費を複数回支給している場合は、総額ではなく上記面接・試験日の1日分について記載してください。支給していない場合は0を記載してください。) 円

3 就業条件等

入社予定日	年 月 日			
佐久穂町外への転出が必要な勤務地の変更について (該当する欄に○をつけてください)	A. ない	B. ある (補助金支給対象外)		
3親等以内の親族への該当について (該当する欄に○をつけてください)	A. 該当しない	B. 該当する (補助金支給対象外)		
週20時間以上の無期雇用契約の締結について (該当する欄に○をつけてください)	A. 締結する	B. 締結しない (補助金支給対象外)		
勤務地に関する 特記事項				

年 月 日

所在地

事業者名

代表者名

電話番号

担当者

(以下は、申請者が記載してください。)

佐久穂町に移住し、上記のとおり就職する意思があるため、上記内定を承諾し、移住学生支援金を申請します。

申請者氏名： _____

様式第2号の2（第6条関係）

様式第2号の2（第6条関係）

就業証明書

(宛先) 佐久穂町長

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

1 就業者情報

フリガナ	
氏名	
生年月日	年 月 日

2 採用活動情報（交通費の申請を行う場合に記載）

採用試験日	年 月 日
実施場所	会社住所と同じ ・ それ以外の場所 (※それ以外の場所の場合、住所を記載してください。)
内定日	年 月 日
交通費支給額	(※交通費を複数回支給している場合は、総額ではなく上記面接・試験日の1日分について記載してください。支給していない場合は0を記載してください。) 円

3 移転費情報（移転費の申請を行う場合に記載）

移転費支給額	(※移転費を支給していない場合は0を記載してください。) 円
--------	-----------------------------------

4 就業条件等

就業日	年 月 日			
移住先市町村外への転出が必要な勤務地の変更について (該当する欄に○をつけてください)	A. ない	B. ある (補助金支給対象外)		
3親等以内の親族への該当について※ (該当する欄に○をつけてください)	A. 該当しない	B. 該当する (補助金支給対象外)		
週20時間以上の無期雇用契約の締結について (該当する欄に○をつけてください)	A. 締結済み	B. 未締結 (補助金支給対象外)		
勤務地に関する 特記事項				

※移転費のみの申請の場合は、該当していても支給対象となります。

年 月 日

所在地

事業者名

代表者名

電話番号

担当者

様式第3号（第7条関係）

様式第3号（第7条関係）

移住学生支援金交付決定兼確定通知書

第 号
年 月 日

様

佐久穂町長

年 月 日付で申請のありました移住学生支援金については、佐久穂町就職・移住学生支援事業補助金交付要綱に基づき、次のとおり支援金の交付を決定し、確定しましたのでお知らせします。

移住学生支援金 _____ 円

(備考)

- 1 佐久穂町は、佐久穂町就職・移住学生支援事業補助金交付要綱に基づき、以下の場合には、移住学生支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - (1) 虚偽の申請、居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合 交付を受けた移住学生支援金の全額に相当する額
 - (2) (在学中に交通費を申請する場合) 申請日から1年以内に別表第2の就業先に関する要件を満たす内定企業先への就業を行わなかった場合 交付を受けた移住学生支援金の全額に相当する額
 - (3) (在学中に交通費を申請する場合) 申請日から1年以内に佐久穂町に転入しなかった場合 交付を受けた移住学生支援金の全額に相当する額
 - (4) 就業開始日から1年以内に別表第2の就業先に関する要件を満たす職を辞した場合（ただし、退職日から3か月以内に別表第2の就業に関する区分のいずれにも該当する別の企業に就職する場合を除く。） 交付を受けた移住学生支援金の全額に相当する額
 - (5) 佐久穂町外に転出した期間が、佐久穂町への転入日、企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から3年未満である場合 交付を受けた移住学生支援金の全額に相当する額
 - (6) 佐久穂町外に転出した期間が、佐久穂町への転入日、企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から3年以上5年以内である場合 交付を受けた移住学生支援金の半額に相当する額
- 2 佐久穂町は、佐久穂町就職・移住学生支援事業補助金交付要綱に基づき、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行うことがあります。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

様式第4号（第7条関係）

様式第4号（第7条関係）

移住学生支援金交付申請却下通知書

第 号
年 月 日

様

佐久穂町長

年 月 日付で申請のありました移住学生支援金の交付につきましては、下記の理由により却下します。

記

却下理由

※注 却下理由は、佐久穂町就職・移住学生支援事業補助金交付要綱第3条（交付対象者）に定める要件を満たさない場合は当該満たさない要件を、それ以外の場合は却下理由を具体的に記載するものとする。

様式第5号（第8条関係）

様式第5号（第8条関係）

移住学生支援金請求書

年　月　日

(宛先) 佐久穂町長

申請者 住 所

氏 名

印

電話番号

年　月　日付 第　号で交付決定兼確定通知のあった移住学生支援金を下記のとおり請求します。

記

1 確 定 額 _____ 円

2 請 求 額 _____ 円

3 移住学生支援金の振込先 ※口座名義人は、申請者と同一人としてください。

金融機関名 及び支店名	銀行・信用金庫 農協・信用組合	支店・支所 出張所
口座種別	普 通	・ 当 座
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		